

やさしさ ひろがる 人権の わ

第17回 「世界子どもの日」

11月20日は、World Children's Day 「世界子どもの日」です。

世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上をめざして、国連によって定められたのがはじまりで、背景に戦争や貧困、搾取などに苦しむ子どもたちの状況があり、子どもの人権を明確に保障するため、1989年のこの日に、国連総会において「子どもの権利条約」が採択されました。

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、「権利をもつ主体」であることを明確にしました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、「生きる権利」や「成長する権利」、「暴力から守られる権利」、「教育を受ける権利」、「遊ぶ権利」など、成長の過程にあって保護や配慮が必要な権利を定めています。

日本では、端午の節句に由来し、5月5日の「子どもの日」を国民の祝日として定め、子どもたちの健やかな成長を願う日として知られています。

両日ともに、子どもたちの権利や福祉を考える重要な日であり、これらの日を通じて、大人、子ども自身も「権利を持つ主体」であることを再確認し、私たち一人ひとりが、子どもたちの権利を守るために何ができるのか改めて考える機会としたいですね。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして